

②公園・緑地の整備方針

- ◆ 公園は、地域住民が利用する憩いの場となるよう、地域住民の協力のもと、その維持・管理・整備に取り組めます。
- ◆ 運動公園は、市民や観光客が楽しめるスポーツ・レクリエーション施設として、周囲の自然環境を生かしながら整備を図ります。
- ◆ 河川空間等、都市近郊に残る自然環境を生かした緑地整備を進めます。
- ◆ 既存の広場、街路、公益施設等を生かした公共空地の整備を進めます。
- ◆ 森林、社寺林、農地などの豊かな緑や、狩野川、深沢川、堂川などの水辺は、人々にうるおいを与える本市の自然的骨格として、適切な保全・整備を図ります。
- ◆ 本市の豊かな自然空間を、市民や訪れる人々が自然資源にふれあい、交流する場として、環境の保全に配慮しつつ、体験学習やレクリエーションなど活用を進めます。
- ◆ 伊豆長岡駅周辺、田京駅周辺を、今後、市都市公園条例の目指す公園確保目標に向けて、緑地整備を検討する緑地確保エリアに位置付けます。公共施設用地や空き家、空地などの低未利用地を活用し、緑地整備を検討していきます。
- ◆ 公園や緑地では、ユニバーサルデザインのまちづくりとして、施設へのユニバーサルデザインの導入を推進します。

■ 市内の主要公園

利用・活用方針	公園名	公園種別
スポーツ・レクリエーション	市民の森浮橋	総合公園
	狩野川リバーサイドパーク (天野公園)	
	さつきヶ丘公園	
	菰山運動公園	運動公園
	江間公園	街区公園
	中島公園	
	広瀬公園	
自然・歴史環境	神島グラウンド	公共施設 緑地等
	城池親水公園	地区公園
	守山西公園	特殊公園
	狩野川さくら公園	近隣公園
憩いの場	蛭ヶ島公園	街区公園
	源氏山公園 (伊豆長岡公園)	総合公園
	古奈もみじ公園 (古奈地区公園)	街区公園
	湯らっくす公園	
	古奈湯元公園	



古奈もみじ公園（古奈地区公園）



湯らっくす公園

（２）景観形成方針

本市の自然景観、歴史・文化的景観、街並み景観等多様な景観要素は、市域の様々な場所に広がっており、良好な景観の保全や活用、あるいは景観阻害要因の改善や除去等、景観形成に関する取組みは市域全体で対応することが必要です。

そのため、良好な景観形成と観光地域づくりを目指し、景観ビジョンや具体的な景観施策、無電柱化施策を定め、地域（住民）・民間・行政が連携し、それぞれの役割分担による持続可能な地域景観の保全・活用の実現を目指します。

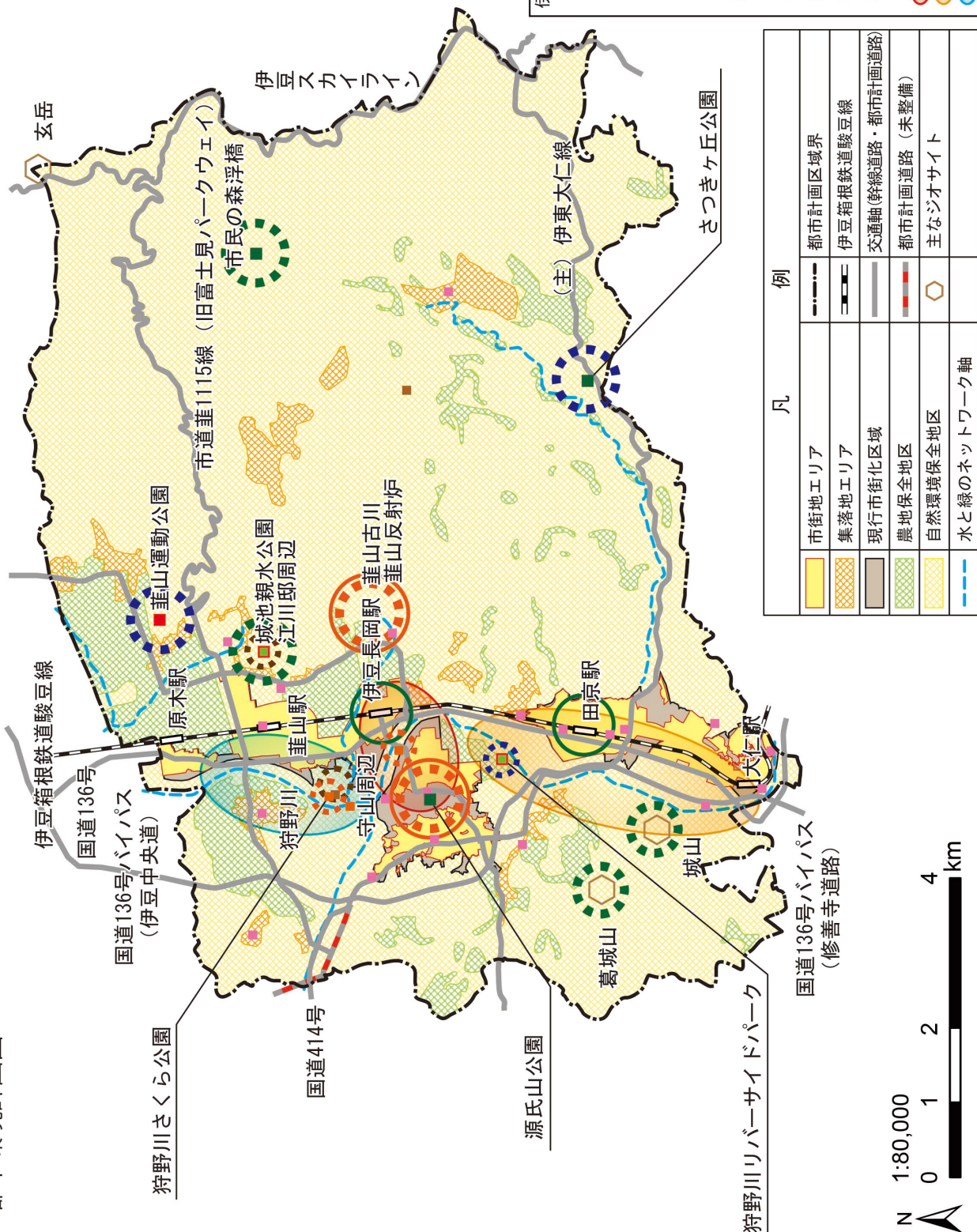
①景観重点整備地区

- ◆ 先導的かつ重点的に景観形成を図るべき一定の範囲の地区において、伊豆の国市景観計画で良好な景観形成の方針、届出対象行為、行為の制限を定めた地区のことを景観重点整備地区とします。

世界文化遺産に登録された韮山反射炉とその周辺部である「韮山反射炉周辺地区」については、景観重点整備地区として重点的に景観形成を図るとともに、屋外広告物の規制等により、良好な景観の保全・形成に努めます。

その他の景観重点整備地区については、今後の社会情勢の変化、あるいは地区住民の要望等を踏まえ、必要に応じて指定を進めていきます。

都市環境計画図



4. 河川

気候変動による水害リスクの増大に備えるために、あらゆる関係者により流域全体で行う流域治水への転換を図ります。

また、市内を流れる水量豊富な河川を水と緑のネットワーク軸とし、これらと公園や緑地等を有機的に結び、水と緑のネットワークの形成を進めて回遊性を高めていきます。

そして、このネットワークにより、自然の量と連続性を確保するとともに、河川生態系の形成に努めます。

（１）河川の治水方針

- ◆ 一級河川狩野川をはじめ本市を流れる河川の流域では、河川整備計画等に定める一定規模の降雨に対応できる流下能力を確保します。東部地域大規模氾濫減災協議会をはじめ、狩野川流域治水協議会が定める流域治水プロジェクトに基づき、水害発生頻度が高いと想定される地区を優先的に対処するよう、関係機関に河川の改修を要請します。さらに、流域治水の強化に向けて、地域住民の防災意識の高揚を図るソフト対策を関係機関と連携して推進します。
- ◆ 市街地では、浸水地域の減災対策や災害対応の強化を図ります。
- ◆ 流域における良好な水循環系を構築するため、森林、農耕地等の保全を図り、雨水流出抑制策の促進等を含めた総合的な治水対策を推進します。

（２）河川の利活用方針

- ◆ 狩野川ツーリズムによる狩野川全体の利活用を図ります。利用状況や機能に応じた3つのゾーン（「千歳橋周辺」、「中島公園周辺」、「狩野川さくら公園下流域」）ごとの狩野川の利活用を促進します。
- ◆ 「伊豆の国市かわまちづくり計画」に基づき、2023年の供用開始を目標に、神島地区及び中島地区の狩野川敷地に芝生広場や多目的広場等の機能を有し来訪者が集い、憩うことのできる親水空間の創出を図ります。また、「道の駅伊豆のへそ」は、伊豆の国市名産のいちごスイーツや静岡・伊豆の特産野菜の販売、世界的自転車メーカーの展示・試乗が楽しめる複合施設であることから、民間事業者にも参画を促し、アウトドア体験や飲食等ができる魅力ある水辺空間を創出し、観光・産業振興の創出を図ります。

（３）河川生態系の形成方針

- ◆ 河川改修時には、河川生態系の形成を目的に水質の保全や動植物の生息・生育できる環境の維持・再生、河川景観の保全等に配慮します。

5. 都市施設

時代に即したインフラ資産の更新、統廃合、長寿命化を計画的に推進します。防災性・利便性に優れ、機能的で住みやすく、安全かつ集約された持続可能な都市の形成に必要なインフラ資産の維持・整備を推進します。

（１）水道の整備方針

- ◆ 伊豆の国市地域水道ビジョン及び経営戦略に基づき、基幹施設の更新・改良、老朽施設の更新、基幹施設、基幹管路及び配水池の耐震化を推進します。また、応急給水、応急復旧体制等の確立を図ります。
- ◆ 伊豆エメラルドタウンでは、官民連携方式の導入を推進します。

（２）下水道の整備方針

①公共下水道

- ◆ 下水道計画区域では、下水道の未普及地域を解消するため、国の勧める官民連携事業を活用した方式である「設計施工一括発注方式」を採用し、下水道の整備を行うとともに、下水道総合地震対策計画や下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の耐震化や長寿命化の推進をします。
また、公共下水道の供用が開始された区域における水洗化率の向上を推進するとともに、下水道使用料の料金体系の見直し等、下水道事業の健全な経営を目指します。
- ◆ 雨水浸水対策として、雨水幹線の整備を推進します。

②その他

- ◆ 郊外では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及推進等、地域の状況に合わせた整備を推進します。

（３）汚物処理場の整備方針

①既存し尿処理場

- ◆ 伊豆の国市韮山し尿処理場及び伊豆の国市長岡し尿処理場は、定期整備を行い適正処理の確保に努めているものの、老朽化が進行している状況です。そのため、新し尿処理施設の整備後は、施設の再配置によって生じた跡地の活用に留意し、早期に現施設の在り方を明確にする検討を、伊豆の国市公共施設再配置計画に基づき行います。
- ◆ 現段階において施設が廃止済みの旧大仁し尿処理場は、一般廃棄物処理関係施設用地としての活用を検討するとともに、田方福祉村の用地としての検討も行います。

②新し尿処理場

- ◆ 南江間地内で新し尿処理施設を整備しています。

（４）ごみ焼却場の整備方針

①既存一般廃棄物処理施設

- ◆ 伊豆の国市大仁清掃センターは休止中、伊豆の国市韮山ごみ焼却場は老朽化が進行している状況です。そのため、新ごみ処理施設の整備後は、施設の再配置によって生じた跡地の活用に留意し、早期に現施設の在り方を明確にする検討を、伊豆の国市公共施設再配置計画に基づき行います。

②新ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）

- ◆ 伊豆市と伊豆の国市は、２市で一般廃棄物の共同処理施設を建設するための一部事務組合である「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合」を設置し、２市の共同で新ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）を整備中です。施設整備後は、広域処理体制による効率的な運用に配慮します。

（５）火葬場の整備方針

①既存火葬場

- ◆ 伊豆の国市長岡斎場は施設や火葬設備に老朽化が目立ち、修繕や維持に係る費用の増加や、慢性的な駐車場不足など多くの課題を抱えています。また、近い将来において火葬対応能力を超えることが予想されています。
- ◆ 施設整備後は、施設の再配置によって生じた跡地の活用に留意し、伊豆の国市公共施設再配置計画に基づき、新施設の整備計画を踏まえて早期に現施設の在り方を明確にしていきます。

②新火葬場

- ◆ 火葬需要に的確に対応する機能を有した、新たな火葬場の整備が求められているため、市では、2021 年度の供用開始をめざし、葦山多田・葦山山木地区に伊豆の国市火葬場の整備を進めています。

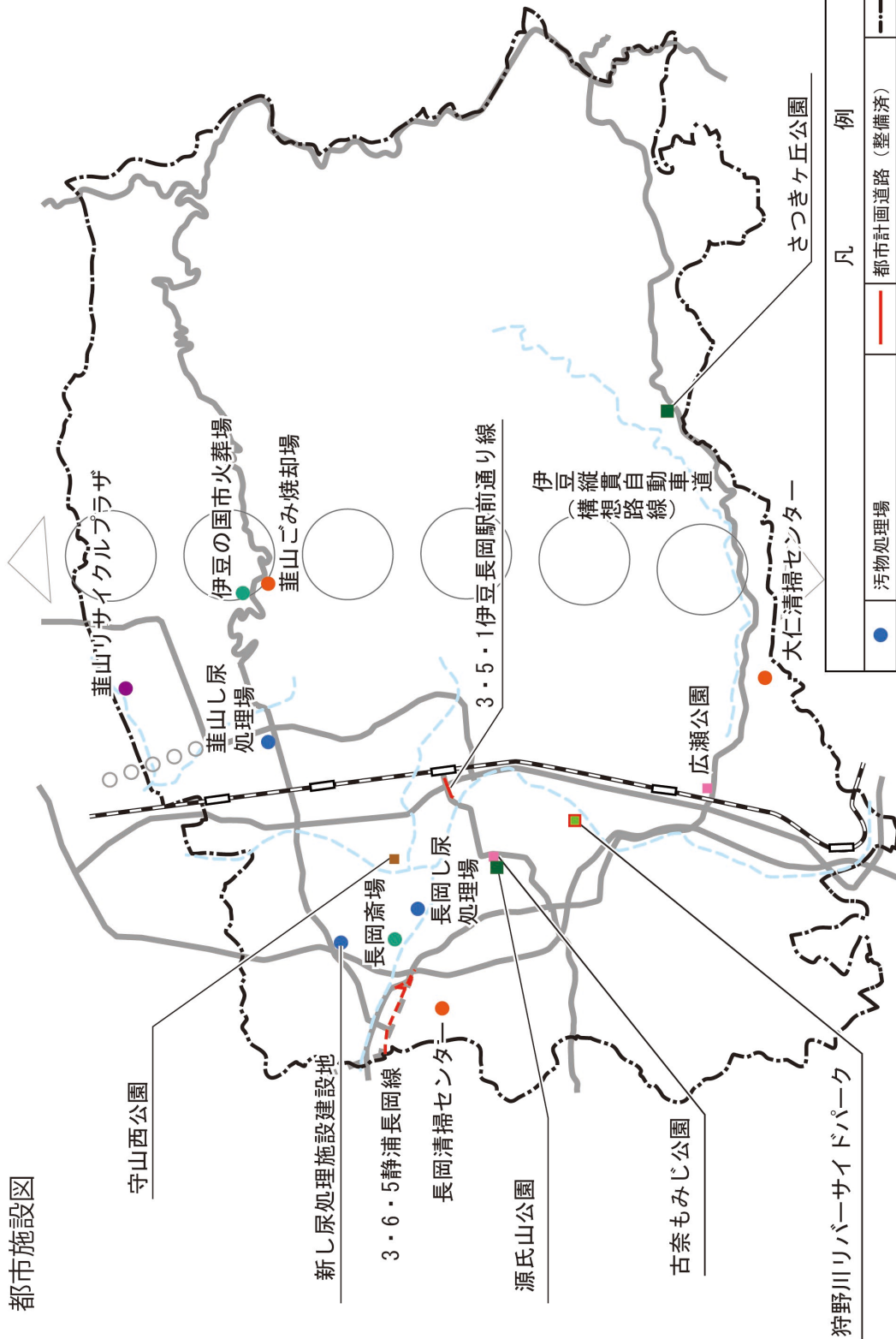


新火葬場

（６）その他の都市施設の整備方針

- ◆ 伊豆の国市の公共施設は、主に昭和 40 年代から昭和 60 年代の人口増加に伴う需要の増大に応じて学校や市営住宅などが整備されてきましたが、これらの施設は建築後 30 年以上経過したものが多く、老朽化の進行や耐震性不足への対応が課題となっています。これに対し、市の財政は、景気の低迷や生産年齢人口の減少による税収の減少などの影響により、公共施設を維持・更新していくための財源確保は難しくなっていくものと想定されます。
- ◆ 公共施設の保有量の適正化や効率的な維持管理などにより、将来にわたって公共施設等を維持していくとともに、新たなニーズに適応した市民サービス、安全で安心して利用できる公共施設を提供していくために「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」及び「伊豆の国市公共施設再配置計画」に基づき、「施設保有量の適正化」、「施設の長期利用、安全性の確保」、「運営コストの最適化」を推進していきます。

都市施設図



凡 例				
●	汚物処理場	—	都市計画道路（整備済）	都市計画区域
●	ごみ処理場	- - -	都市計画道路（未整備）	伊豆箱根鉄道駿豆線
●	ごみ焼却場	■	総合公園	幹線道路
●	火葬場	■	地区公園	幹線道路（未整備）
		■	特殊公園	構想路線（計画道路）
		■	街区公園	水と緑のネットワーク軸
※静岡県の都市計画（資料編）平成31年3月より				

N 1:80,000



6. 官民連携

これからの“まちづくり”は、将来にわたって持続可能な社会の形成を目指すため、市と市民や企業がパートナーであるという認識を深め、一体となって誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりに取り組む必要があります。

（１）官民連携により取り組むまちづくりの推進方針

- ◆ 地域活性化や地域経済の発展にも寄与する、官民対話を通じた PPP/PFI の案件成立を促進するため、産官学金で構成されるまちづくり地域プラットフォームをはじめとする、市と市民や民間が一体となって取り組む地域の活動を支援していきます。

（２）低炭素社会の実現に向けた推進方針

- ◆ 都市の低炭素化は、地球温暖化対策の一環として取り組まれるものです。そのため、都市機能の集約化と公共交通の利用促進を図ります。

（３）資源循環型社会の形成に向けた推進方針

①資源循環型社会の形成

- ◆ ごみ減量の仕組みや制度の整備、市民のリサイクル活動の支援及び生ごみ等の堆肥化事業の推進等により、ごみの削減やリサイクルを図ります。
- ◆ バイオマス利活用に対する意識の啓発、それに併せた循環システムづくり、公共施設における太陽光発電等のクリーンエネルギーの活用を検討します。

②多様な分野のまちづくり

- ◆ 環境に配慮したまちづくりとして、循環型社会の形成や、地産地消や観光農園による農業振興や経済循環、安全で安心な食物の提供による健康増進など、食と農を中心に、多様な分野に関わるまちづくりを進めます。

③環境活動の推進

- ◆ 多くの市民が環境に関心を持つよう、環境学習や環境調査を推進します。
- ◆ 地球環境問題への取組として、温暖化対策等を考慮した省資源・省エネルギーの啓発に取り組みます。
- ◆ 緑豊かで風格のあるまちづくりを推進するため、緑化推進地区を設け、緑化の推進や緑の保全・整備を図ります。
- ◆ 生活に潤いとやすらぎを与える都市を目指し、市民や事業者の協力による花と緑のネットワークや、地域の緑化美化活動を支援します。

7. 都市防災

市街地では、建物の不燃化や耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを進めるほか、山地や河川周辺では、土砂災害対策や水害対策等に取り組み、災害の未然防止を図り、安心して暮らしていける都市環境の実現を目指します。

(1) 自然と調和した安全な都市の形成

- ◆ 一級河川狩野川等に隣接する市街化区域において、最大規模の降雨の際に想定される、洪水浸水想定区域や家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（以下、家屋倒壊等氾濫想定区域という）が、家屋倒壊等氾濫想定区域図として公表されています。
- ◆ 市街化区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域については、立地適正化計画において、市街化区域内の居住誘導区域に含まない区域としているため、市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。市街化区域内は約7割が浸水想定区域であるため、居住を許容する中で市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図るとともに、令和元年東日本台風（台風19号）での浸水被害を教訓として、国が公表した水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン等に基づく防災方針を立地適正化計画に位置づけ、居住誘導区域の一部見直しを検討します。
上記を踏まえ、個別建て替えの際に受け皿となる、安全で利便性の高い居住地を確保していきます。
- ◆ 市街化調整区域の浸水想定区域においては、無秩序な市街化の抑制を図ります。また、市街地をとりまく森林、農地などは、それらが有する保水、遊水機能等の災害防止機能が維持されるよう無秩序な開発を抑制します。
- ◆ 土砂災害特別警戒区域においては、開発及び住宅の新規立地等の規制を図ります。災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の適切な管理や、それらと近接・隣接する地区における適正な土地利用規制を実施します。
市街化区域におけるこの区域については、立地適正化計画において、市街化区域内の居住誘導区域に含まない区域としているため、市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。その他、湛水、土砂災害等のおそれがある区域についても開発を抑制するとともに、内水対策として、流域治水プロジェクトに基づく流出抑制対策や調整池機能の確保を行い、治水機能の向上を図ります。
- ◆ 災害時の一時避難地や防火帯としての機能を持つ施設として、都市公園などのオープンスペースの確保、そして適切な配置を図ります。

（２）安心して住める都市構造の形成

- ◆ 少子高齢化、人口減少という成熟型社会の更なる進展に対し、社会的、経済的、環境的な視点を踏まえ、将来にわたり持続可能な都市の維持・形成を図り、地域活性を推進するために、立地適正化計画において居住誘導区域とした区域では、まちづくりを積極的に推進します。
- 「居住誘導区域」は、人やもの、都市の基盤が集まり、安全で安心、利便性の高い良好な市街地環境を今後も維持するために、市街化区域内において、積極的、優先的に居住区域の維持、更新、整備を行う地域であるため、居住誘導区域内への適切な居住の誘導を図ります。
- ◆ 都市機能誘導区域内に新たに誘導施設を整備する場合には、当該施設を一時的に避難所として活用できるよう、施設整備者と連携を図ります。
- ◆ 市街化区域内は大部分が浸水想定区域であるため、居住を許容する中で市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。
- ◆ 立地適正化計画において、市街化区域内の居住誘導区域に含まない区域（災害の危険性等現状の土地利用規制を再認識すべき区域）とした区域については、個別建て替えの際に受け皿となる土地が必要となります。そのため、都市再生特別措置法に基づく届出・勧告制度による周知（事前の情報提供）を行うとともに、緩やかに移転を誘導します。加えて、土地利用状況、各種法規制の状況等を踏まえ、鉄道駅周辺に安全で利便性の高い市街地を構築するために都市計画制度を活用し、市街化区域への編入を検討する区域（居住検討区域、将来的に居住検討区域の設定について検討する区域）について検討を進めます。
- ◆ 災害発生時の道路啓開が実施出来るよう、幹線道路及び幹線道路沿道の機能強化（沿道の浸水や土砂災害対策、歩道の確保や拡幅、無電柱化施策）による寸断防止を要請します。
- ◆ 道路幅員の確保や街路樹・庭木などの防火樹の植樹による延焼防止や、新築・改築の際に耐火性のある素材や工法を啓発し、都市の不燃化を促進します。
- ◆ 災害時に防火帯、避難路、避難地として利用できる道路、公園等の公共施設の維持管理、そして適切な配置を図ります。
- ◆ 避難路沿いのブロック塀や沿道建物の耐震化、安全対策を進めます。
- ◆ 公共公益施設の耐震化の推進や一般住宅の耐震診断及び木造住宅の耐震補強を支援します。
- ◆ 防火水槽や消火栓の計画的な整備等により、消防力の強化を図ります。

（３）防災・防犯体制の充実したまちづくりの推進

- ◆ 防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生します。その際、迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要です。そのため、平時から復興の手順や進め方を事前に決めておくことや、復興における将来目標像を事前に検討・共有しておきます。
- ◆ 本市の市街化区域の大部分が浸水想定区域であることから、洪水浸水想定区域（想定し得る最大規模の降雨）の周知を図ります。また、洪水時の垂直避難に対応する災害協定の締結を今後も推進します。
- ◆ 被災直後から、応急危険度判定士による応急危険度判定を行い、建物の危険度を応急的に判定します。この調査は、原則として被災市町村の災害対策の一環として行いますが、民間判定士については、市からの要請により防災ボランティアとして参加が可能です。そのため、復興事前準備として官民連携の体制づくりを行います。なお、「応急危険度判定士」は、応急危険度判定に関する講習を受講することなどにより、県が養成、登録を行います。
- ◆ 防犯灯の設置や修繕により、防犯環境の充実を図ります。
- ◆ 地域の防災・防犯活動の支援と推進を図ります。
- ◆ 地域の企業等と災害協定を締結し、復興まちづくりのための事前準備を行います。

8. 歴史的風致の維持及び向上

狩野川を軸とした豊かな自然や田園風景といった美しい自然環境の保全を図るとともに、歴史と伝統を反映した地域住民の活動を継承していくため、歴史文化資源を活かした都市づくりを推進して歴史的風致の維持及び向上を図ります。

(1) 歴史まちづくり

伊豆の国市は、今日まで継承された歴史資源が重層的に存在する「歴史のまち」です。狩野川(かのがわ)を軸とした豊かな自然と、水田を中心とした農業景観、人々の暮らしに根ざした信仰と祭り、まちの発展を支えてきた温泉と芸能文化が相まって伊豆の国市の歴史的風致が形成されています。

①歴史的風致の維持及び向上に関する方針

<歴史的建造物の保存・活用の推進>

- ◆ 歴史的建造物の調査を、計画的に進めます。
- ◆ 国、県、市指定の文化財や登録有形文化財の建造物は、所有者・管理者等と連携し、修理や耐震化など保存・活用に努めます。
- ◆ 未指定・未登録の歴史的建造物は、現状を把握し、必要があれば保存対策や活用を推進します。
- ◆ 市の歴史的建造物は、文化財指定・未指定共に、耐震診断、散策路等の整備など周遊しやすい環境にします。
- ◆ 史跡韮山反射炉は、「史跡韮山反射炉保存管理計画」及び「韮山反射炉の保存・整備・活用に関する計画」に基づき、適切な保存修理を実施します。

<歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化>

- ◆ 市指定無形民俗文化財、地域住民の祭礼や伝統行事の継承ため、関係団体と市が講演会等のイベントを開催します。
- ◆ 歴史と伝統を反映した人びとの活動の担い手の育成や支援に取り組みます。
- ◆ 専門家等と市で、伝統芸能・民俗芸能の調査や記録作成を実施します。未指定未登録の民俗文化財等文化財の現状把握を行い、調査・研究活動を継続的に進めます。

<歴史文化資源の保存・活用の体制の確立とユニバーサル化>

- ◆ 様々な歴史文化資源の適正な保存・修復・管理を計画的に行い、将来に継承します。
- ◆ 民間との連携により、不足する人員・資金等を補います。

- ◆ 有効な技術を活用し、防火・防災・防犯・安全対策の実施、必要な資料類の収蔵施設の充実を図ります。また、文化財の登録や指定、保護・保存に必要な制度的条件の整備を進めます。
- ◆ 歴史文化資源を育んできた周辺の自然環境も適正な保全・修復し、富士の眺望、狩野川や田園風景などの美しい自然環境と一体とした歴史文化拠点都市づくりを推進します。
- ◆ 本計画に位置付ける歴史的風致周辺で、重点的に景観整備を進め、これらに併せてユニバーサルデザイン化を進めます。

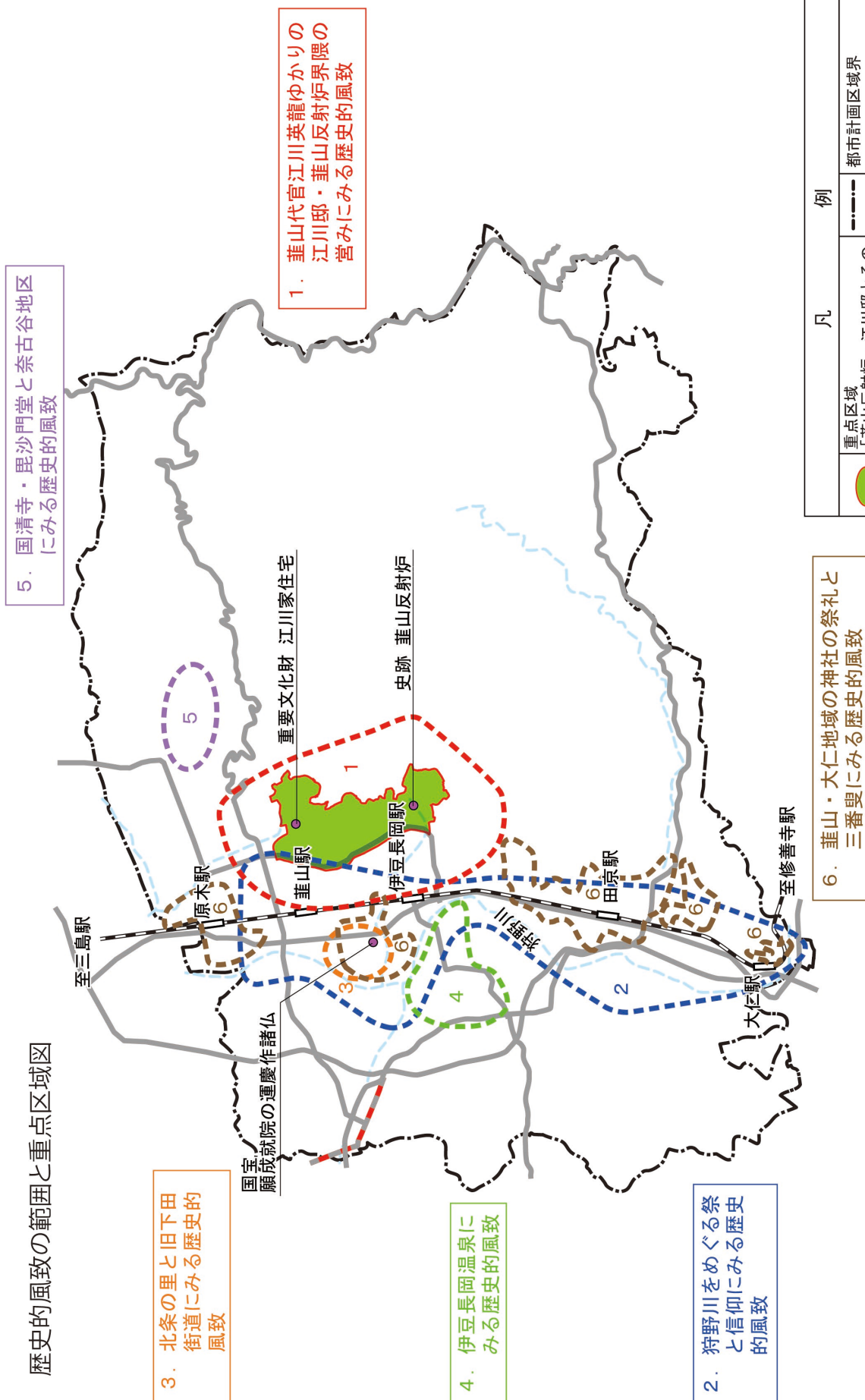
＜歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化＞

- ◆ 歴史文化資源の紹介や調査、研究、振興などを行い、この調査・研究活動の成果の情報を、観光案内パンフレットやホームページで紹介します。
- ◆ 葦山反射炉では、葦山反射炉ガイダンスセンターの展示内容を更新・活用し、歴史の専門知識を持つ歴史ガイドや体験観光ガイドの育成等を行います。

＜住民等の理解と参加・連携による取組＞

- ◆ 市民への歴史文化学習の機会を図ります。
- ◆ 行政による活動だけではなく、「伊豆の国歴史ガイドの会」や「葦山反射炉を愛する会」等の民間団体、市民とのさらなる連携を通じて、より有効な保存・活用事業を実施していきます。

歴史的風致の範囲と重点区域図



凡		例
重点区域 「荳山反射炉・江川邸とその周辺地区」	●	都市計画区域界 伊豆箱根鉄道駿豆線
主な国指定文化財	●	交通軸(幹線道路・都市計画道路)
歴史的風致の範囲	○	都市計画道路(未整備)
	—	水と緑のネットワーク軸

